

III. 関係機関の活動状況

第 8 章 金融監督庁長官（大蔵大臣）の行う 金融機関等の検査

第 1 概 説

金融監督庁長官（平成10年6月21日以前においては大蔵大臣。以下同じ。）は、その行う金融機関等の検査に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない（設置法第20条第1項）。

この規定は、金融監督庁長官が行う検査が適切に実施されるよう、検査の際の視点などについて、行政部内だけでなく、中立的な立場にある者の意見を徴することが有益との観点から、金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査（財務の健全性を中心とする検査）に関し、検査の重点事項等検査の基本方針や検査の実施予定数等検査の基本計画について、委員会からの意見の聴取を金融監督庁長官に義務づけ、委員会が必要な提言を行い得ることとしたものである。

また、金融監督庁長官は、四半期毎に、金融機関等の検査の実施状況を委員会に報告しなければならず、委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等の検査に係る事務の運営その他の施策について金融監督庁長官に建議することができる（設置法第20条第2項及び第3項）。

なお、平成9検査事務年度においては、検査に係る事務の運営等に関し、建議を必要とする問題点は認められなかった。

第 2 検査基本方針及び検査基本計画に関する提言

委員会は、大蔵大臣より、金融機関等の検査に係る「平成9検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」について意見を求められたのを受

け、委員会としての意見を述べた。

1 「平成9検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」 の内容

平成9年7月29日付で、大蔵大臣より示された「平成9検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」は、以下のとおりである。

平成9検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

I. 検査基本方針

金融機関・証券会社等を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況にあり、不良債権処理については着実な進展がみられる一方、資産内容の悪化が、経営に著しい影響を及ぼすに至っているところもみられる。

他方、金融機関等における自己責任原則を徹底し、市場規律を基軸とした透明性の高い新しい金融システムを構築することが求められているが、このような方向に即応した新たな監督手法として、金融機関等による資産の自己査定及び外部監査の活用を前提とした早期是正措置が平成10年4月から導入される。かかる状況への的確な対応に留意しつつ、効果的かつ適切な検査の実施に努めることが重要である。

さらに、最近の金融機関等を巡る不祥事を踏まえ、より厳正で実効性のある検査の遂行に努めるとともに、平成10年7月1日までに設立される金融監督庁へ円滑に移行すべく、効果的・効率的な検査の実施を図ることが重要である。

このような状況を踏まえ、平成9検査事務年度(平成9年7月～平成10年6月)における金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)の実施

に当たっては、以下により、検査の的確な実施に努めるものとする。

1. 検査の重点事項

(1) 金融機関等検査

- ① 金融機関等の資産内容については、その悪化が金融機関等経営に与える影響が極めて重大であるが、とりわけ早期是正措置の導入後は自己資本比率の水準の如何により所要の措置が発動されることにかんがみ、審査管理態勢にも重点を置き、損益収支内容と併せ、引き続きその的確な実態把握に努めるとともに、金融機関等による自己査定態勢の充実状況の確認に努める。
- ② 金融機関等の内部管理態勢については、金融機関等における自己責任原則の徹底を前提に、外部監査機能をも活用し、法令遵守態勢等が適切に機能しているかの検査に重点を置きつつ、ディスクロージャーの実施状況の点検を含め、引き続きその整備・機能状況の的確な実施把握に努める。
- ③ 金融機関が直面するリスクが多様化・複雑化していることにかんがみ、市場関連業務に係るリスク管理態勢について、引き続きチェックリストの活用等により、その的確な実態把握に努める。

また、海外拠点のリスク管理・内部管理等についても、引き続き外部監査結果やチェックリストの活用等により、その的確な実態把握に努める。

- ④ 金融機関及び証券会社の信託銀行子会社に加え、新たに生保子会社及び損保子会社についても、その業務運営の的確な実態把握に努める。

(2) 外国為替検査

- ① 外国為替及び外国貿易管理法によって外国為替公認銀行などに課せられている対外取引の適法性についての確認義務の

履行状況を把握するとともに、その管理態勢面の充実度についても点検する。

- ② 外国為替公認銀行などの国際的信用の維持(健全性の確保)の観点から、デリバティブ取引を含む外国為替業務に係る諸リスク管理態勢の的確な実態把握に努める。

(注) 平成10年4月以降、改正後の「外国為替及び外国貿易法」の施行により外国為替公認銀行制度等が廃止され、従来の外国為替検査も廃止されることとなる。

(3) 証券会社等検査

- ① 証券会社等の財務内容については、関連会社に係る支援損計上等による不良債権処理の進捗がみられる一方、株価下落に伴う評価損の発生等から、経営が一層悪化しているところも見られる。

このため、証券会社等の健全性確保の観点から、引き続き証券会社等の財務内容の的確な実態把握に努める。

- ② 証券会社等の内部管理態勢については、証券会社等における自己責任原則の徹底を前提に、健全性確保に係る諸規制の遵守状況等に重点を置きつつ、引き続き内部管理態勢の的確な実態把握に努める。
- ③ 証券検査・監督の国際的な流れも踏まえ、デリバティブ取引を含む証券取引業務に係る諸リスク管理態勢の的確な実態把握に努める。
- ④ 金融機関の証券子会社について、その業務運営の的確な実態把握に努める。

2. 検査の効率化等

検査の実施に当たっては、早期是正措置導入への的確な対応や、金融監督庁への円滑な移行等の観点からも、従来にも増して、効果

的・効率的な検査の実施に努めることが重要である。

このため、信用リスク管理態勢、内部管理態勢、市場関連リスク管理態勢等に主眼を置きつつ、機動的・弾力的な検査に努めるとともに、財務局主担検査の活用等一層の検査の効率化・重点化を図る。

II. 検査基本計画

1. 金融機関等検査の実施予定数

銀	行	77行		
信	用	金	庫	203金庫
保	險	会	社	18社
	計	298		

2. 外国為替検査の実施予定数

外国為替公認銀行	44行
----------	-----

3. 証券会社等検査の実施予定数

証	券	会	社	104社						
証	券	投	資	信	託	委	託	会	社	3社
投	資	顧	問	業	者	68社				
	計	175								

(注) 上記検査実施予定数は、当初基本的な計画として設定しているものであり、効率的・重点的対応の観点から、弾力的な運用に努めることとする。

なお、金融監督庁の設置に伴う円滑な移行のため、実施予定数は変動することがあり得る。

2 委員会が述べた意見の内容

上記の基本方針及び基本計画に関し、委員会が平成9年8月5日付で述べた意見は、以下のとおりである。

平成9 検査事務年度検査基本方針及び検査
基本計画について

我が国の金融システムは、経済・社会構造の変化に的確に対応し、国民経済のインフラストラクチャーとしての機能を十分に発揮することにより、21世紀に向けてその安定的発展に貢献していくことが期待されている。自由で公正な市場が有するチェック機能を反映した自己規律を伴う金融機関経営が求められている中で、金融行政は、事前指導に重点を置いたものから、市場原理とより調和する検査・監督への転換が急務となっている。

金融システム改革も、こうした行政のあり方を指向しており、来年4月からは新しい手法である早期是正措置が導入される。

今般、貴職の示された平成9 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画は、こうした状況を十分に認識された上で策定されたものであり、概ね適切なものと考えているが、以下の諸点に特に配慮してその実施に当たられたい。

また、我が国を代表する金融機関等の不祥事の発生を踏まえ、実効ある検査の運用に努めるとともに、違法行為に対しては真に厳正に対処されたい。

1. 当委員会は、ディスクロージャーが有する市場規律を通じた自己規正効果に着目し、従来よりその重要性を強調してきたところである。他方、今般導入が予定されている早期是正措置は、行政の裁量の幅を狭め、その透明性の確保に資するものであるが、それは同時に、金融機関経営の自己規正を促す効果も有している。このような共通性を持つ両者は、新しい金融システムの中で極めて重要な機能を発揮するものであることに鑑み、引き続きディスクロージャーの実施状況の点検を的確に行うとともに、早期是正措置が有効に機能

するためには、金融機関の行う資産の自己査定が適正であることが不可欠の要件であることから、その点検に万全を期されたい。

2. 今後、金融システム改革の進展等により、金融機関等の扱う商品、業務が一層多様化していくことが予想されることから、引き続きリスク管理の点検を的確に実施されたい。また、内部管理については、体制の形式的な整備状況に止まらず、その運用の実態に踏み込んだ検査に努められたい。
3. 金融機関等の財務内容等の跛行性が拡大しつつある現状に鑑み、個々の金融機関等ごとの検査周期、検査の重点項目等について、より弾力的な運営に努められたい。

第3 検査実績及び検査結果の概要

委員会は、大蔵大臣（第1～3・四半期）及び金融監督庁長官（第4・四半期）より、平成9検査事務年度（以下「本事務年度」という）における金融機関等の検査に係る検査の実施状況及び検査において把握された問題点等について、四半期毎に報告を受けた。本事務年度における大蔵大臣及び金融監督庁長官からの報告の内容は、以下のとおりである。

1 検査に当たって留意した事項

- (1) 検査に当たっては、本事務年度検査基本方針による検査の重点事項を踏まえ、また、平成9年8月5日付の委員会の意見に留意しつつ、検査対象機関の個別の実態に応じた検査を実施した。
- (2) 金融機関等検査と外国為替検査については、原則同時検査を、証券会社検査については、原則として委員会と同時検査を実施した。
- (3) 金融制度改革による相互参入等に対応し、金融機関等検査に際して、当該金融機関の証券子会社の検査を実施した。また、証券

会社等検査に際して、当該証券会社の信託子会社及び系列投資信託委託会社の検査を実施した。

2 検査実績

(1) 検査の実施状況（第4表参照）

本事務年度において、銀行等239機関、外国為替公認銀行等35機関、証券会社等147社の検査に着手した。

本事務年度において着手したもののうち、年度末（平成10年6月30日）までに銀行等236機関、外国為替公認銀行等35機関、証券会社等144社に対し示達書を交付し、検査が終了している。

なお、前事務年度（平成8検査事務年度）において着手し、前事務年度末（9年6月30日）までに検査が終了していなかった銀行等93機関、外国為替公認銀行等40機関、証券会社等38社については、本事務年度中に全て検査が終了している。

第4表 検査実施状況

区 分	検査計画	検査着手	検査終了
〔金融機関等検査〕			
銀行	77行	55行	92行
信用金庫	203金庫	172金庫	218金庫
保険会社	18社	12社	19社
計	298機関	239機関	329機関
〔外国為替検査〕			
外国為替公認銀行等	44行	35行	70行
商社等	—	0社	1社
指定証券会社	—	0社	4社
計	44機関	35機関	75機関
〔証券会社等検査〕			
証券会社	104社	97社	122社
証券投資信託委託会社	3社	1社	3社
投資顧問業者	68社	49社	57社
計	175社	147社	182社

(注) 検査終了欄は、本事務年度内（9年7月～10年6月）に検査の相手先に対し示達書を交付し検査が終了したもので、前事務年度に着手したのものも含む。

(2) 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

本事務年度内に検査が終了した1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、金融機関等検査95人・日、外国為替検査31人・日、証券会社等検査42人・日となっている（第5表参照）。

第5表 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区 分	1 検査対象当たりの延べ検査投入人員
〔金融機関等検査〕	
銀 行	139
信 用 金 庫	75
保 險 会 社	106
(平 均)	(95)
〔外国為替検査〕	
外 国 為 替 公 認 銀 行 等	30
指 定 証 券 会 社	43
商 社 等	17
(平 均)	(31)
〔証券会社等検査〕	
証 券 会 社	57
証 券 投 資 信 託 委 託 会 社	82
投 資 顧 問 業 者	8
(平 均)	(42)

3 検査結果の概要

(1) 金融機関等検査

① 銀行

イ 資産内容及び融資の審査管理について

金融機関を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にある中、償却等の実施による不良債権処理が進展し、資産内容が改善しているところが見られるものの、引き続き積極的な対応が必要となっている。

融資の審査管理については、早期是正措置の導入に伴い、

自己査定態勢の整備が図られてきているものの、依然、債務者の実態把握等につき不十分な事例がみられるなど、審査管理の充実・強化のため、なお一層実効性のある態勢面の整備が必要と認められるところが多くみられる。

ロ 損益収支について

損益収支については、多くの銀行において、国債等債券の売却益の減少や資金利益の減少などから業務純益が、また、多額の不良債権処理を実施したことなどから経常利益が、それぞれ減益となっており、中には赤字を計上しているところが見られる。

ハ 内部管理及びリスク管理態勢等について

内部管理においては、依然として事務取扱いにおいて不備、不適切な事例が認められ、本部の指導態勢が不十分なことや、相互けん制が十分機能していないことなど、管理態勢が不十分と認められるところが多くみられる。

また、デリバティブ取引を含む市場関連取引に係るリスク管理については、運用面において、フロントオフィスとバックオフィス間でのけん制機能が不十分であるなど、実効性のある態勢面の整備・充実が必要と認められる。

なお、不良債権のディスクロージャーについては、対象債権の範囲拡大が検討される中、一部に適切さを欠いた事例がみられるものの、ほぼ適切に開示されている。

② 信用金庫

イ 資産内容及び融資の審査管理について

金融機関を巡る経営環境が引き続き厳しい状況にある中、大半の信用金庫において、資産内容の悪化がみられる。

なお、早期是正措置導入に伴い自己査定の正確性等につい

て短期的な検査を実施したところ、債権者区分や分類区分が相違している事例、自己査定の状態面で、営業関連部署に対する監査部署によるけん制機能が働いていない事例等がみられた。

融資の審査管理については、財務分析システムの導入など審査管理態勢の整備等に取り組んでいるものの、過去の取引実績に依存した融資対応や、事業計画等の検討が不十分な事例がみられるなど、審査管理の充実・強化のため、実効性のある態勢面の整備が必要と認められるところがみられる。

ロ 損益収支について

損益収支については、貸出金利息の減少や貸出金償却等の増加などから、業務純益、経常利益ともに多くの信用金庫で減益となっており、中には経常利益において赤字を計上しているところもみられる。

ハ 内部管理態勢及びリスク管理等について

内部管理については、依然として基本的な事務取扱いに関するものを含め、不備、不適切な事例が認められ、事務不備の改善に係る本部指導や、相互けん制の徹底など、管理態勢の整備、拡充が必要と認められるところがみられる。

③ 保険会社

イ 資産内容及び損益収支について

資産内容については、ノンバンクを始めとした債務者の業績不振により悪化しているところもあるが、償却・引当を積極的に実施するなど、総じて健全性は維持されている。

損益収支については、収入保険料等の伸び悩みに対して事業費の圧縮が進んでいないことから、当期利益は総じて横這いで推移している。また、利息収入の減少を有価証券の益出

しなどでカバーしているところもみられる。

ロ 内部管理及びリスク管理態勢等について

社内検査方針の変更等により不祥事件の未然防止に努めているところがみられるものの、契約無効を余儀なくされた事例や架空契約の締結といった不適正な保険募集活動等がみられ、内部管理や法令等の遵守態勢の充実を図る必要があると認められる。

また、各社リスク管理体制の整備を実施しているが、ロスカットルールやヘッジ手法等基本的なリスク管理規程が策定されていないなどリスク管理態勢は未だ十分とはいえず、リスク管理態勢の充実・強化は、引き続き今後の課題となっている。

(2) 外国為替検査

① 外国為替公認銀行

イ 対外取引の適法性の確認義務について

外国為替及び外国貿易法に規定されている対外取引の適法性についての確認義務は、概ね適正に履行されている。

ロ 為替持高規制等について

為替持高規制は、当局への持高の報告誤り等がみられるものの、概ね適正に遵守されている。

② 商社等

交互計算取引等の処理については、概ね良好であると認められる。

(3) 証券会社等検査

① 証券会社

イ 損益収支及び財産状況等について

損益収支については、9年度において、受入手数料の減少

などから、過半の会社で悪化しており、中には、多額の簿外債務の発覚や多額の臨時損失の計上などから営業休止に立ち至ったところもみられる。

また、純財産額は、当期純損失の計上が続いたことなどから減少している。

自己資本規制比率については、過半の会社で低下している。

ロ 内部管理及びリスク管理態勢等について

有価証券預り証の未発行、新規顧客の前受金未徴求等がみられるところが多く、法令諸規則の遵守意識の徹底及び内部管理態勢の充実が必要と認められる。

また、リスク管理態勢については、ロスカットルール等の社内基準が未整備な状況にあるほか、内部けん制が機能していない実態にあることなどから、リスク管理態勢の充実・強化が必要と認められる。

② 投資顧問業者

年金基金等年金に係る契約の増加等から増収となっている一部の業者を除き、多くの業者が株式市況の低迷等により投資顧問料が減収となっている。

業務の運営面では、投資顧問契約先の顧客に代わって認められていない証券取引を行った事例や、顧客に交付すべき書面の未交付等、事務取扱いにおいて不備、不適切なものがみられる。